

山陽小野田市デジタルデバイド対策業務に係るプロポーザル審査について

1 趣旨

この事業は、デジタル活用に不安のある高齢者等を対象に、インターネットの使い方、LINE、SNSの使い方を教える講座（以下、「スマホ教室」という。）を開催するもので、スマートフォンやアプリ等の使用方法、オンラインによる行政手続き、サービスの利用方法に対する助言、相談を行い、デジタル機器利用への不安を解消することを目的とする。

実施に当たっては、「スマホ教室」の開催に実績のある民間事業者に、講座の運営や講師の派遣、教材の作成等の業務を委託する。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 最高得点者

山口テレコム株式会社

4 審査の経緯

参加表明書等の提出期限	令和4年10月31日（月）
企画提案書等の提出期限	令和4年11月10日（木）
第1回審査委員会（事前協議）	令和4年11月14日（月）
審査（プレゼンテーション）	令和4年11月18日（金）
受託候補者の決定	令和4年11月28日（月）

5 プロポーザル参加事業者

3者（うち1者は途中辞退）

6 審査方法

審査委員1人当たり、1提案者に対して合計100点の配点とし、各委員が審査基準表により、審査項目ごとに審査基準に基づき採点する。得点の集計方法は、恣意的な評価を選定に反映させないために、提案者ごとに、各委員が採点した得点の合計のうち、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した委員の得点を除外

して算出する。その上で、各委員の得点の合計を加算したものを当該提案者の得点とし、順位を決定する。

なお、候補者として特定されるためには、当該提案者の得点が配点の2分の1以上であることを条件とする。